


所管部課	福祉部 障害福祉課	部長	吉 沢 寿 子		
件 名	東大和市難病患者福祉手当条例施行規則の一部を改正する規則に ついて		区分	○ 1 審議事項	
関 係 事 項	条例 規則	東大和市難病患者福祉手当条例			
	部課 機関				
1. 要 旨					
<p>「難病の患者に対する医療等に関する法律（難病医療法）」の施行及び児童福祉法の改正（ともに平成27年1月1日施行）により、国の難病医療費助成及び小児慢性疾患医療費助成制度が改められることに伴い、難病患者福祉手当条例施行規則について所要の改正を行う。</p> <p>(1) 主な改正点</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・第2条の2の改正 年齢制限の特例の規定中、難病医療法に規定する申請を行った場合を加える。</li> <li>・第3条の第2号の改正 申請時の添付書類に難病医療法に規定する受給者証等を加える。</li> </ul> <p>(2) 影響及び効果</p> <p>東大和市難病患者福祉手当条例の改正に伴い、規則で定める手続等の事項を改正するもので、本改正による実質的な影響はない。</p> <p>(3) 施行日</p> <p>平成27年1月1日</p>					
2. 経 過（現時点に至るまでの経過）					
規則の案文については、文書課において審査済。					
3. 留意事項（問題点等）					
4. 主管部処理案（検討結果等）					
庁議付議後、速やかに改正手続きを進めたい。					
5. 審議結果					

注：定例庁議の場合は、金曜日の正午までに提出。